

大阪南労働基準監督署発表
令和6年11月26日

大阪南労働基準監督署
電話 06-7688-5580

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(プレス機械作業主任者を選任していなかった疑い)

令和6年11月26日、大阪南労働基準監督署(署長 伊地知康^{いぢちやすし})は、下記のとおり西松金属株式会社ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 西松金属株式会社(以下「被疑会社」という。)

所在地 大阪府大阪市平野区加美東

事業内容 金属製品製造業

(2) 取締役A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

労働安全衛生法違反

同法第14条

労働安全衛生法施行令第6条第7号

労働安全衛生規則第133条、第16条第1項、別表第1

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社に所属する労働者にプレス機械を使用して加工作業を行わせるに当たり、法令の定めるプレス機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから、プレス機械作業主任者を選任していなかった疑い。

4 参考事項

(1) 上記の結果、プレス機械の安全装置の電源を入れずに加工作業を行っていた労働者の手がプレス機械に挟まり、負傷する労働災害が発生している。

(2) 関係法条文は別紙のとおり。

労働安全衛生法（抄）

（作業主任者）

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

（罰則）＊

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（二 以下 略）

（罰則）＊

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法施行令（抄）

第六条

（一～六 略）

七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行う当該機械による作業

（八 以下 略）

労働安全衛生規則（抄）

（プレス機械作業主任者の選任）

第百三十三条 事業者は、令第六条第七号の作業については、プレス機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから、プレス機械作業主任者を選任しなければならない。

（作業主任者の選任）

第十六条 法第十四条の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主

任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(二 略)

別表第一（第十六条、第十七条関係）

作業の区分	資格を有する者	名称
(略)	(略)	(略)
令第六条第七号の作業	プレス機械作業主任者 技能講習を修了した者	プレス機械作業主任者
(略)	(略)	(略)